

# 高鷲北小学校いじめ防止基本方針

ここに定める「高鷲北小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」の第13条を踏まえ、いじめがない児童一人一人が夢をもちその実現にたくましく成長できる学校づくり、いじめの早期発見及びいじめへの対処等についての具体的な方針及び対策等を示すものである。

### 【学校としての構え】

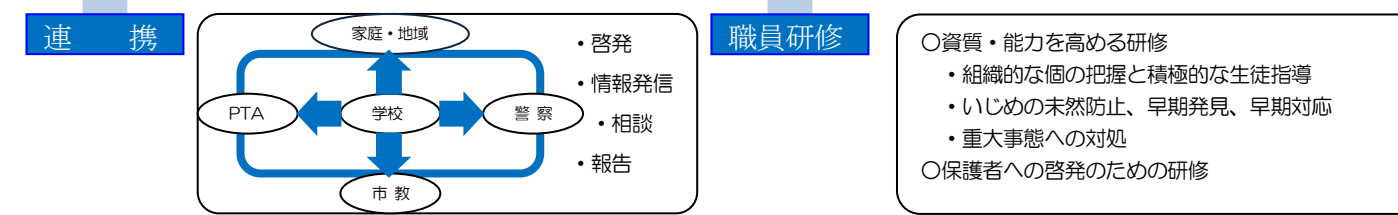
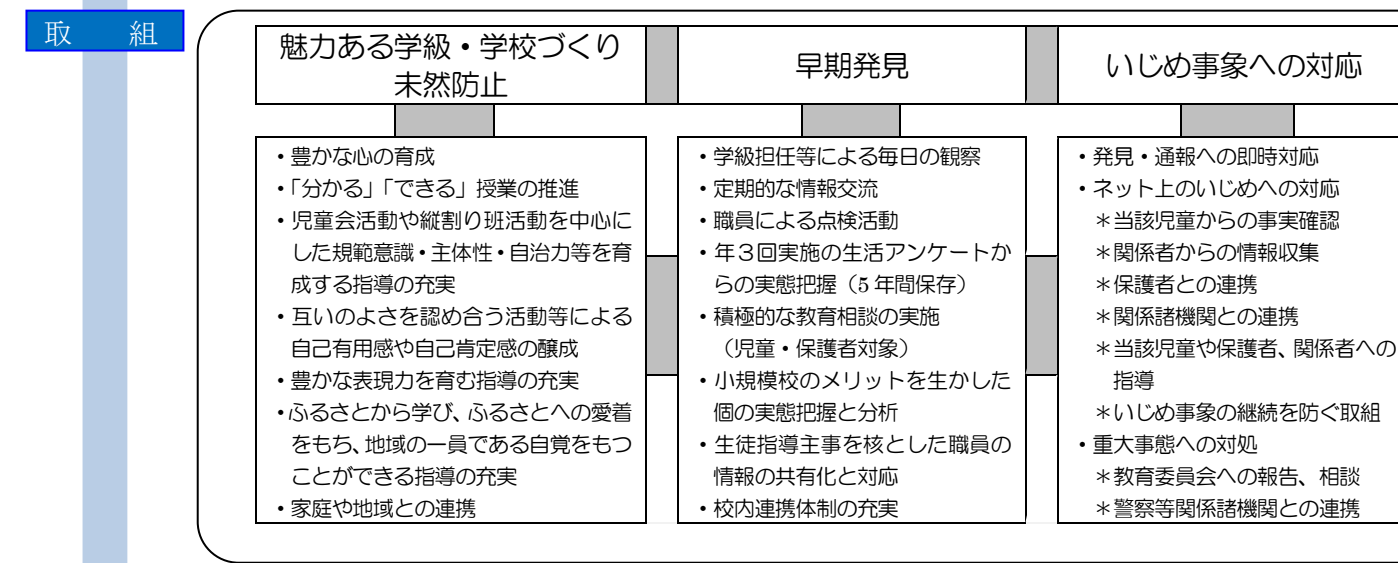
- 学校は、児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもっていじめの未然防止、早期発見・早期対応並びに全てのいじめ問題への対処を行い、児童を守る。
- 全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- 「いじめは、人間として絶対に許されない。」という意識を、教育活動全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- 「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、児童一人一人を大切にす教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者・地域そして関係諸機関と連携を図りながら見届ける。

### 【いじめについての基本的な考え方】

- 1 定義（いじめ防止対策推進法 第2条より）  
「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 基本認識  
教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。
  - 「いじめは、人間として絶対に許されない。」
  - 「いじめは、どの学校・どの学級・どの集団・どの子にも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」
  - 「『いじめをしない、させない、許さ（見過ごさ）ない。』という集団や雰囲気づくりが重要である。」
  - 「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい。だから、あるかもしれないとアンテナを高くする。」
  - 「学校は、保護者・地域そして関係諸機関との連携を深め、一体となっていじめ問題に対応する。」

### 【いじめ防止等のための全体計画】

組織	いじめ未然防止・対策委員会	校内いじめ未然防止・対策委員会	校内いじめ未然防止・対策情報交流会
	<p>目的：いじめの未然防止、早期発見、早期対応等を実効的かつ組織的に行う。また、重大事態の調査を行う。</p> <p>構成員：医師（校医・薬剤師）、保護者代表、行政（保健師）、学校（校長、養護教諭、保健主事）等</p> <p>会議：年1回実施</p>	<p>目的：いじめを生まない積極的な生徒指導、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等を実効的かつ組織的に行う。該当事態の調査を統括する。</p> <p>構成員：校長・教頭・教務・◎生徒指導主事・養護教諭・保健主事・教育相談担当</p> <p>会議：2カ月に1度、第3木曜日に定例化</p>	<p>目的：児童個々の情報を定期的に交流することにより、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等を全職員の共通理解、同一歩調のもとで行う。</p> <p>構成員：全職員</p> <p>会議：職員会議、毎週水曜日放課後（打合せ）に定例化</p>



### 【いじめ防止、早期発見・早期対応等の年間計画】

※SCの来校は、年間11回

月	取組内容	アンケート、各種報告等
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 校内いじめ未然防止・対策委員会の実施（以後2カ月に1回実施）</li> <li>• 職員研修会の実施（方針職員研修会の実施（方針、実態と対応の情報共有 等）</li> <li>• 学校だより、ホームページによる「方針」等の発信</li> <li>• 児童集会による「高鷲北小人権宣言」の説明</li> <li>• PTA総会での「学校いじめ防止基本方針」の説明</li> <li>• 職員研修会の実施（学級集団づくり、個に寄り添う指導 等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○前年度の報告・交流</li> <li>○生活アンケート（記名式）の実施</li> <li>○教育相談の実施</li> <li>○マイボーターの実施</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 児童（高学年）対象の情報モラルに関する指導の実施</li> </ul>	○教育相談の実施
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 職員研修会の実施（生活アンケート結果の分析と対応）</li> <li>• 各学級での「高鷲北小人権宣言」の振り返り</li> <li>• 道徳の授業で、親切・思いやりの内容を行う。</li> </ul>	○教育相談の実施 ○アセスの実施
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 学校評議員会で「方針」の説明</li> <li>• 「人権七夕集会」での各学級の「高鷲北小人権宣言」に係る振り返りの交流と今後の重点確認</li> <li>• 保護者との個別懇談での情報交流</li> <li>• 職員による取組の評価の実施</li> </ul>	○第1回いじめ調査の報告 ○教育相談の実施
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 夏季休業中の個別指導の実施</li> </ul>	
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 校内いじめ未然防止・対策委員会の実施（前期の取組の振り返りと後期の取組確認）</li> <li>• 保護者向け教育相談の実施</li> </ul>	○教育相談の実施 ○学期末自己評価 ○生活アンケート（記名式）の実施
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 職員研修会の実施（不登校の問題の現状と解決）</li> <li>• SOSの出し方指導（5年保健）</li> </ul>	○教育相談の実施 ○マイボーターの実施
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 職員研修会の実施（人権教育と道徳の指導のあり方）</li> <li>• 「高鷲北小人権宣言」の学級・全校での取組の振り返り</li> <li>• 「いじめ未然防止・対策委員会」（含外部専門家を含む）の実施（いじめ防止対策の取組について交流）</li> </ul>	○教育相談の実施
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 職員研修会の実施（特別な支援を要する個への対応のあり方）</li> <li>• 「人権集会」での「高鷲北小人権宣言」の学級・全校での取組の交流と「高鷲北小人権宣言」の見直しの方針説明</li> <li>• 学年懇談会での情報交流</li> <li>• 冬季休業中の個別指導の実施</li> </ul>	○教育相談の実施 ○アセスの実施
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 職員研修会の実施（本年度の取組の振り返りと次年度の計画）</li> <li>• 職員による取組の評価の実施</li> <li>• <b>SCによる「SOSの出し方（仮）」の授業（6年保健）</b></li> </ul>	○生活アンケート（記名式）の実施 ○第2回いじめ調査の報告 ○教育相談の実施
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 保護者向け教育相談の実施</li> <li>• 学校評議員会（いじめ調査の校内調査結果報告、本年度の取組の振り返りと次年度の方針）</li> <li>• 校内いじめ未然防止・対策委員会の実施（本年度の取組の総括と次年度の方針）</li> </ul>	○学期末自己評価 ○教育相談の実施
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 職員による取組の評価の実施</li> <li>• 職員会議（本年度の取組の総括と次年度の方針）</li> </ul>	○問題行動調査の報告準備